

## 管理職の方々に協力いただきたい事項

### ① 理解促進

教員免許更新制について現職教員に理解促進を図っていただくこと。

### ② 所属教員の更新手続の進捗状況の確認

学校（園）内の各教員の修了確認期限又は各教員の所持する教員免許状の有効期間の満了日、免許状更新講習の受講期間、受講できる講習等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状を更新するための手続の進捗状況の確認等を行っていただくこと（免許状更新講習を受講・修了しただけでは手続は完了しません。必ず免許管理者への申請が必要です。）。

なお、免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者への手続は、各自の修了確認期限又は有効期間の満了日の2年2か月前から2か月前までの2年間に行う必要があります。

### ③ 受講対象者の証明

各教員等が免許状更新講習を受講するに際して、受講申込書等で、学校に所属する教員である（教員であった）ことの証明を行っていただくこと。

### ④ 周知

校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭等の職にある者についても、修了確認期限又は有効期間の満了日までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者（都道府県教育委員会）による確認を受けなければなりません。これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされています。

この場合にも、必ず各自で勤務地の免許管理者に対し、修了確認期限又は有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習受講免除の申請を行うことが必要である旨を該当の職にある者に周知していただくこと。

### ⑤ 採用時の確認

平成21年3月31日までに免許状を取得した方（旧免許状所持者）で、修了確認期限時点で現職の教員ではなかった方が、修了確認期限を過ぎて教育職員になる場合は、採用前に免許状更新講習の受講・修了と免許管理者への手続が必要です。

また、平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与された方（新免許状所持者）は、免許状に記載されている有効期間の満了日の2か月前までに、免許状更新講習の受講・修了と免許管理者への手続が必要です。

よって、新たに教員を採用する際は、免許状の本状やコピー及び更新関係の証明書等により、修了確認期限・有効期間の満了日の確認等を行い、教員免許更新制の観点から有効な免許状を所持しているかどうかを必ず確認していただくこと。

### ⑥ 栄養教諭免許状を所持する者の確認

旧免許状所持者で平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方（現在、栄養教諭以外の職でお勤めの方も該当）については、栄養教諭免許状の授与日によって、最初の修了確認期限が設定されています。

平成19年4月1日～平成20年3月31日の間に栄養教諭免許状を授与された方は平成30年1月31日が、また、平成20年4月1日～平成21年3月31日の間に栄養教諭免許状を授与された方は平成31年1月31日が、免許状更新講習修了確認の申請期限となっているので、該当の者に周知していただくこと。